

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の期間延長

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われることで、労務に服することができず、給与収入が減少した場合の手当として「傷病手当金」を支給します。今回、対象期間が令和3年3月31日までに延長されました。

●**対象者**(次の要件を全て満たす人)
・国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者(給与の支払いを受けている人)

・新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われることにより会社などを休み、給与収入が減少した人
・労務に服することができない期間が3日間連続しており、4日目以降の日が令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間にあること

●**支給額**
直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を労務日数で除した金額×2/3×日数

※給与などの全部または一部を受け取れる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

●**適用期間**

令和2年1月1日から令和3年3月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間

※受給には申請が必要です。希望者は必ず事前に問い合わせください。

農耕作業用トレーラの課税が変わります

●申告・問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

農耕トラクタによりけん引され、肥料・薬剤など散布、耕うん、収穫、運搬などを行う「農耕作業用トレーラ」が、道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に指定されたことから、一定の基準を満たせば公道を走行できるようになりました。

これにより、今まで固定資産税(償却資産)として課税されていたものが、軽自動車税(種別割)の課税対象となりました。小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」をお持ちの人は、ナンバプレート(ナンバー)の交付申請手続きを行ってください。「農耕作業用トレーラ」とは、マニユアスプレッド(堆肥散布機)やスプレーヤ(薬剤散布機)など、最高時速が35km以下の農耕用トラクタにけん引されるものです。

※ナンバプレートの交付を受けた農耕作業用トレーラについては、償却資産として申告することのないようお気を付けてください。

●**ナンバプレート**の交付に必要なもの
・車名(メーカー名)、車台番号、排気量などが確認できるもの
・所有者、使用者、届出者の印鑑
※交付手数料はかかりません。



大津町の観光の魅力について再発見しませんか

●問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中での観光政策の見直しに取り組み町と、新たな観光事業の取り組みを模索する中で法人化を目指す肥後おおづ観光協会とが共催で、観光面での魅力や強みについて町内外からさまざまな意見を募集します。

募集にあたり、熊本県立大学のご協力のもと、フィールドワーク・フォーラムを次のとおり開催します。

「**おおづ観光フィールドワーク・フォーラム 2部構成(2日間)**

①県立大生と巡る町の名・珍スポット(フィールドワーク)

②県立大生と語るこれからの大津町の観光ビジョン(フォーラム)

●**開催日時**

①1月22日(金) 午後1時～5時

②1月23日(土) 午前9時～正午

※②だけでも応募可能です。

●**募集対象** 町内外問わず応募可能

●**募集人数** 10人程度

※原則先着順ですが、応募者多数の場合、参加者の偏りを避けるため年齢などで調整する場合があります。

●**応募方法**

町ホームページか商業観光課窓口に掲示する応募用紙に必要事項を記入し、提出してください。

●**応募期間**

1月5日(火)～12日(火) 必着

減収している中小事業者などの固定資産税を軽減します

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者などに対して、令和3年度の1年度分に限り固定資産税を軽減します。

●**対象者**
中小事業者などで、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計が、前年同期と比べて30%以上減少している人

※「中小事業者など」とは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が、1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人(ただし、大企業の子会社などは除く)

●**軽減対象**
償却資産や事業用家屋に係る固定資産税

●**軽減率**

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計

前年同期比30%以上50%未満減少している人

前年同期比50%以上減少している人

軽減率	全額
2分の1	

●**申告方法**

認定経営革新等支援機関などの確認を受けて町に申告する必要があります。

※「認定経営革新等支援機関など」とは、税務、財務などの専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など)

●**提出書類**

・特例措置に関する申告書(認定経営革新等支援機関などの確認を受けた原本)。申告書様式は町ホームページにも掲載しています。

・認定経営革新等支援機関などに提出した書類一式(コピー可)(収入減を証する書類、特例対象家屋の事業用割合を示す書類など)

●**申告期間**

1月4日(月)～2月1日(月)



令和2年度会計年度任用職員を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

職 種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	報酬 時間給換算	社会 保険	雇用 保険	備 考
事務補助	税務課	月～金	8:30～17:15 のうち5時間30分	—	898円～925円	無	有	
社会福祉士	包括支援センター	月～金	8:30～17:15 のうち7時間30分	社会福祉士	1,047円～1,260円	有	有	勤務条件は相談可
介護支援専門員	包括支援センター	月～金	8:30～17:15 のうち7時間30分	介護支援専門員	1,002円～1,219円	有	有	勤務条件は相談可
看護師	包括支援センター	月～金	8:30～17:15 のうち7時間	看護師	1,002円～1,170円	有	有	勤務条件は相談可
特別支援補助員(看護師)	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00 のうち7時間	看護師または 養護教諭免許	1,002円～1,170円	有	有	
管理栄養士(健診)	子育て・健診センター	月～金のうち 週2日程度 (健診時のみ)	主に13:00～17:00 のうち4時間以内	管理栄養士	1,373円	無	無	書類選考のみ
管理栄養士(訪問)	子育て・健診センター	月～金のうち 週2日程度 (月10日)	8:30～17:15 のうち5時間	管理栄養士	1,373円	無	無	書類選考のみ

- 申込期限** 1月15日(金)
- 受付時間** 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)
- 申込方法** 職種を記入の上、履歴書と各種資格証明書(写し)を役場総務課に提出してください。
- 任用期間** 令和3年2月1日(月)以降から令和3年3月31日(水)まで
※職種により翌年度に再度任用の可能性があります。
- その他** ①申込者については面接を実施する予定です(一部の職を除く)。
②報酬は、職種により月額、日額、時間額となります。
③勤務条件により期末手当が支給されます(任期が6カ月以上で週15時間30分以上勤務する場合に支給)。